

## 組合員証を持たずに、医療機関を受診したとき

医療 担当  
☎06-6941-2867

組合員証を忘れたときや組合員証がまだ発行されていないときに医療機関を受診し、医療費の全額を窓口で支払った場合でも、後日、当支部へ医療費（保険適用分）の7割もしくは8割を「療養費・家族療養費」として請求することができます。

### 請求方法

◇「療養費・家族療養費請求書」に次の書類を添付し、所属所を通じて当支部へご請求ください。

- ① 「領収書（原本）」
- ② 「診療（調剤）報酬明細書（レセプト）」  
※受診時に医療機関で領収書と共に発行される「診療明細書」や「調剤明細書」では代用できませんので、ご注意ください。

### ポイント

- ・「診療（調剤）報酬明細書（レセプト）」の発行については、受診された医療機関にお尋ねください。
- ・上記添付書類①②に代えて、◇「診療報酬領収済明細書（医科）（歯科）」または◇「調剤報酬領収済明細書」の添付でも請求できます。
- ・◇「療養費・家族療養費請求書」は、①診療月②医療機関③入院・外来④受診者ごとに必要です。



(注1) 治療用装具を購入したときや、はり・きゅうの治療を受けたときなども「療養費・家族療養費」の対象となる場合があります。詳しくは、「教職員のための共済のしおり」または当支部ホームページをご覧ください。

(注2) ◇印は、当支部所定の様式です。当支部ホームページからダウンロードすることができます。

HP [公立学校共済組合 大阪支部](#) [検索](#) → 手続きナビ「様式集」 → 「短期給付関係」

## 給付金はどのように受けとるの？

医療 担当  
☎06-6941-2867

当支部からの各種給付<sup>※</sup>は、

**組合員本人が当支部の資格を取得した際に登録した口座**

へ振り込まれます！（毎月15日頃）

内訳等は、振込日以降に所属所あてに送られる「給付金決定通知書」でご確認ください。

※ 各種給付とは、高額療養費、各種手当金、出産費、療養費 などです。  
自動給付である高額療養費、一部負担金払戻金及び家族療養費附加金以外は、請求書類の提出が必要です。  
(請求書類は、毎月20日で締め切り)



### 登録口座の変更方法

◇「**組合員証記載事項等変更申告書**」を提出ください。

府立学校・府教育庁所属の方は、「総務事務システム（SSC）」の「基本情報」より、「各種給付口座」を変更することでも変更可能です（反映までに、時間がかかることがあります）。

【注意】 組合員証の氏名と口座名義が異なっていると、振込不能となり、給付が遅れることがありますので、変更手続きは併せて行ってください。

◇印は、当支部所定の様式です。当支部ホームページからダウンロードすることができます。

HP [公立学校共済組合 大阪支部](#) [検索](#) → 手続きナビ「様式集」 → 「組合員資格等関係」

